

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鳥 栖 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 田代地区

(1) 現況

本地区は、市北東部の九千部山麓に位置し、主に急傾斜及び緩傾斜の農地で構成されていることから農地の貸借も困難となっている。しかしながら、今後、農地集積と中核的農家の育成を図っていくためにも、この農家が担う農地・農業用施設の保全管理の負担を軽減する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえて本地区では、法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業を推進することによって多面的機能の発揮の促進を図る。

2. 麓地区

(1) 現況

本地区は、市北西部の九千部山麓に位置する基盤整備の完了した地区である。今後、農地の有効利用のため、その集積と中核的農家の育成を図っていくことから、この農家が担う農地・農業用施設の保全管理の負担を軽減する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業を推進することによって多面的機能の発揮の促進を図る。

3. 基里地区

(1) 現況

本地区は、市東部の九州縦貫自動車道に沿った平野部に位置し、高性能機械化営農体系が確立した地区である。今後、更に中核的農家への農地集積を進めていくためにも、この農家が担う農地・農業用施設の保全管理の負担を軽減する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することによって多面的機能の発揮の促進を図る。

4. 鳥栖地区

(1) 現況

本地区は、市南東部の低地帯にあり湿田が多かったことから、用排水分離を進めて畑作転換も可能なほ場を整備した地区である。今後、更に中核的農家への農地集積を進めていくためにも、この農家が担う農地・農業用施設の保全管理の負担を軽減する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することによって多面的機能の発揮の促進を図る。

5. 旭地区

(1) 現況

本地区は、市南西部の平野部にあるほ場の整備が完了した地区である。この地区では中核的農家が土地利用型農業を展開しており、今後も積極的に土地の集積を図っていくためにも、この農家が担う農地・農業用施設の保全管理の負担を軽減する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することによって多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	田代地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業、及び第2号に掲げる事業
②	麓地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業、及び第2号に掲げる事業
③	基里地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	鳥栖地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑤	旭地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業を効果的に推進するため、法第5条第1項に基づく基本方針に規定する推進組織と連携しながら農業者団体等が行う地域ぐるみの共同活動を支援する。

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

鳥栖市の一部：旧田代町、旧麓村（以上佐賀県特認基準）

ただし、法指定地域と自然条件が連続する集落に限る。

イ 対象農用地

次に掲げる①又は②のいずれかを満たす農用地とする。

① 急傾斜農用地（田1／20以上、畑等15度以上）

② 次のアからウまでのいずれかを満たす緩傾斜農用地（田1／100以上、畑等8度以上）

ア 急傾斜農用地と連担している場合

イ 高齢化率及び耕作放棄地が高い場合

（高齢化率：30％以上、耕作放棄率：田5％以上、畑等10％以上）

ウ 緩傾斜畑が急傾斜田に混在する場合

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは農地中間管理機構等による貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に
取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、令和８年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた１０～１５年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から５年間の具体的な活動計画について工程表の作成等を行うこととする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項（中山間地域等直接支払交付金実施要領（以下「実施要領」という。）第６の３の（２）のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあつては必須事項であり、（３）「集落マスタープラン」の内容と整合をとること。加え、「ネットワーク化活動計画」を作成すること。）

ア ネットワーク化活動計画の作成

ネットワーク化（複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。）や複数の集落協定間での統合、集落協定への多様な組織等の参画に向けて、協定参加者で話し合いを重ね、農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するために作成することとする。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、鳥栖市農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

上記のほか、市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。